

山梨県公報

号外第五十三号

令和三年

十二月二十四日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会告示第四十四号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号の布告公告……………一
- 山梨県選挙管理委員会告示第四十六号の布告公告……………一

選挙管理委員会

● 山梨県選挙管理委員会告示第四十四号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

山梨県議会議員(西八代郡・南巨摩郡選挙区選出議員)に欠員が生じたため、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、山梨県議会議員補欠選挙(西八代郡・南巨摩郡選挙区)を行うべき事由が生じた。

令和三年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

● 山梨県選挙管理委員会告示第四十五号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

西八代郡及び南巨摩郡の区域において山梨県議会議員補欠選挙が行われるため、令和三年十二月十七日から山梨県議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によらずすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和三年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

● 山梨県選挙管理委員会告示第四十六号の布告公告

次のとおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和三年十二月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、令和四年一月十六日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和三年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮山 博

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
令和四年一月六日(ただし、年齢については同年一月十六日)
令和四年一月六日
- 二 登録を行う日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番